

社会福祉協議会における日常生活自立支援事業の相談体制の変更について

社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
(あんしん生活支援センター)

日常生活自立支援事業とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うもの。

事業（サービス）内容

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的な金銭管理
- ・書類等の預かり

※相談は無料ですが、契約後は利用料（1,000円／回）や預かり料（3,000円／年）が必要。
(ただし、生活保護を受けている方は、原則無料)

対象要件

- ・判断能力が低下していること。
- ・契約能力があること。
- ・家族等の支援が得られないこと。
- ・利用意思があること。
- ・在宅で生活していること。

※上記対象要件以外にも、ご本人を支援する上で必要と思われる情報について確認をさせていただく場合がございます。

変更内容

当事業は、福岡市社会福祉協議会（あんしん生活支援センター）を窓口として行ってきたところですが、平成29年10月より新規相談に関する受付窓口を各区社会福祉協議会とします。区社会福祉協議会の“地域福祉ソーシャルワーカー”が、個別ケースの支援とそれを通じた地域福祉活動への展開・充実を図ります。

<参考>相談受付～支援開始までの流れ

①相談受付

各区社会福祉協議会で受け付けます。



②アセスメント

区社会福祉協議会の“地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）”がご自宅を訪問し、本人及び関係機関との面談による生活課題の把握と当事業の利用要件の確認、課題解決に向けた相談に応じます。



③日常生活自立支援事業専門員による訪問調査及び契約

市社会福祉協議会（あんしん生活支援センター）の“専門員”が、ガイドラインに基づき契約能力の有無を確認後、支援計画を作成し、契約を行います。

※1週間～10日の期間を空けて2回の訪問を行い、3回目の訪問で契約を交わします。



④支援開始

当事業の“生活支援員”が支援計画に沿って定期的に訪問し、サービスを行います。